

令和3年度行政事業レビュー 秋のレビュー（秋の年次公開検証）（令和3年11月8日）①

※厚労省において、取りまとめ発言を書き起こしたものと。とりまとめは今後変更があり得ることに留意が必要。

【テーマ】（1）感染再拡大に備えたコロナ対策の検証（地域福祉活動支援）

＜社会福祉協議会による生活福祉資金の特例貸付の課題と改善策＞

- ・ 地域福祉活動支援ということで、今回取り上げたのは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金。社会福祉協議会というのは、地域福祉の主要な担い手であり、平時から生活困窮者に対する相談支援等の業務を担い、地域社会において非常に重要な役割を果たしている。我々は彼らの役割の重要性というのは、もちろん認めているというか、appreciateしているということ。
- ・ 今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、社会福祉協議会の平時の仕組みである生活福祉資金貸付という、この枠組みを使った特例貸付金については、例えば、厚労省さんからの通知の内容が曖昧で、現場に混乱をもたらしたという懸念がある。または、通知は一方的で厚労省や社会福祉協議会といった関係機関の連携や、現場で何が起きているかという状況を把握して、利用者や社会福祉協議会の声を真摯に受け止める、そういう仕組みが十分ではなかったであろうということ。
- ・ 本来、利用者に「寄り添う」のが社会福祉協議会の役割なんですけれども、結果的に迅速な貸付けを求めたという点において、本来社会福祉協議会の良いところを十分引き出せなかったのではないかということ、それから資金回収、先ほどから懸念が出ていますように、貸付金の回収に関してやはり実効性があるかどうかというところがかなり疑わしいということでもあります。今後を考えるにあたっては、やはりお金を貸すという業務については金融機関を利用するとかそういったことも視野に入れるべきということがあると思います。
- ・ いずれにせよ、これを踏まえて、国から社会福祉協議会等関係機関への通知の在り方についてはやはり見直さなければならぬ。今回のこの事業だけでなく、厚労省さんからの通知の書き方の問題、これはやっぱり見直した方が良いだろう。具体的には、ちゃんとフォローアップをすることなんだと思います。自分たちの意思が現場にちゃんと浸透しているかどうか、現場に混乱や誤解がないかどうかということ、これを徹底的に検証するという、そういう仕組みが必要なのではないかと考えています。

令和3年度行政事業レビュー 秋のレビュー（秋の年次公開検証）（令和3年11月8日）②

※厚労省において、取りまとめ発言を書き起こしたもの。とりまとめは今後変更があり得ることに留意が必要。

- そうでなければ、利用者の中で、あるいは社会福祉協議会の中で制度の公平性を担保することもできない。先ほども御指摘がありましたけれども、お金の回収についてはある地域は厳しく、ある地域は緩いとなると、これは利用者の間でも不公平ということになりますし、そういったことは制度に対する信任を損なうということもありますので、制度の公平性の観点ということをやはり汲み取っていただければと思います。こういったことで今後発生し得る第六波の感染症の危機対応に備えていくことが重要ということでもあります。
- 今回、申請書について郵送を原則としているということ、紙ベースでやっている限りにおいては利用者の属性の把握とかデータ分析は難しい。自分で入力しなきゃいけませんから。やはりそういったことも勘案すると、**オンライン申請をこれから進めていくということは日本社会、経済のデジタル化という大きな流れにもあるだろう。**もちろん、デジタル・ディバイドの方々もいらっしゃいますので、その方々への対応も必要ということはあるので、**デジタル化を原則に、やはりこれから申請の在り方、制度・運用の在り方を考えた方が良い**のではないかと。
- **今回大きな問題として、こうした緊急時の貸付について社会福祉協議会を使うことが本来あるべき姿だったのかどうかということは要検討**だと思います。やはり繰り返しますけれども、**社会福祉協議会は利用者の生活に寄り添って彼らの生活を支援するというそこに彼らの強みがあるわけであり、単なる金の貸付業ではない**のであり、貸付については金融機関、政府系金融機関、別の組織を使うとかそういった形の工夫が良いのではないかと、具体的には、**こういう危機に際していかに生活困窮者の方々を救うかということに関しては厚労省を含めて各関係機関の連携というのがあって良いだろう。その連携の視野は必ずしも厚労省と社会福祉協議会だけでなく、関係自治体、あるいは金融機関の間にネットワークが広がっていても良いのではないかと**ということでもあります。
- 最終的に、我々としては第六波を見据えて対応しなければならないということを勘案すると、過渡的な対応も必要であり、早急に検討するということをおっしゃらず、早急に何をやるかということをお早く決めてくれということになってくるかなと思います。そこは厚労省さん頑張ってください。以上です。